

Q&A

中国ビジネス Q&A

最近の外資導入政策の変化

Q 昨年4月に国務院から新しい外資導入方針が発表されましたが、その後の実施状況はどうなっていますか？

A 国務院の外資導入方針とは、「外資利用業務を更に適切に行うことに関する若干の意見」(国発[2010年]9号、2010年4月6日発布・実施)のことでですね。以下、「若干の意見」といいますが、これは外資の質と水準の向上、科学技術革新、産業の高度化、地域の協調発展などをさらに推進する目的で出されたもので、①外資利用構造の最適化、②中西部地区への移転と投資拡大の誘導、③外資利用方式の多様化の促進、④外商投資管理体制の深化、⑤良好な投資環境の創造の5分野にわたって20項目の方針があげられています。その中には、「外商投資産業指導目録」の改訂、外資による合併・買収安全審査制度の早期確立、政府の審査・認可手続きの改善など、多くの企業に影響を及ぼすと見られるものも含まれていますが、これまでのところ具体的な措置が発表され、実施されているものは一部にとどまっています。ここでは、その主なものと未実施ながら注目されるものを紹介します。

<地方政府の外商投資プロジェクトの認可権拡大>

「若干の意見」の中で最初に実施されたのは、地方政府の認可権拡大です。「外商投資産業指導目録」の奨励類と許可類のプロジェクトのうち、国務院関係部門の認可権が定められているものを除く総投資額3億ドル未満のプロジェクトと、金融と通信サービスを除くサービス分野のプロジェクトについて、地方政府に認可権を委譲するとされました。以前は、地方政府の認可権は総投資額1億ドル未満でしたので、大幅に権限が拡大したことになります。

これを受けて5月に公布された国家発展・改革委員会の通達では、「外商投資プロジェクト認可」の権限について、総投資額3億ドル未満(増資を含む)の奨励類・許可類プロジェクトは省級発展・改革委員会が認可を行うこと、また制限類プロジェクトについては5000万ドルで据置き、かつ暫時認可権を下級部門に委譲しないことが明らかにされました。「外商投資プロジェクト認可」とは、発展・改革委員会が行うプロジェクトの内容に対する認可のことで、商務部門が行う外商投資企業の設立認可の前に行われるものです。

一方、商務部からも6月に通知が配布され、①1件の増資額が限度額(奨励類と許可類は総投資額3億ドル、制限類は5000万ドル以下同じ)未満の増資、②限度額以上の奨励類で国の総合バランスを必要としない外商投資企業の設立と変更、③登録資本3億ドル未満の投資性会社と資本総額3億ドル未満のベンチャーキャピタル、ベンチャー投資管理企業の設立と変更、④法律・法規で商務部が審査・認可を行うことを明確に定めるものを除くサービス分野の外商投資企業の設立と変更(限度額以上の増資を含む)、⑤商務部、旧対外貿易経済合作部及び国務院関係部門の認可により設立された外商投資企業の変更(1件の増資額が限度額を超えるもの及び上記④を除く)が地方へ委譲されました。

こうした措置によって、外商投資企業の設立手続きに要する時間は以前よりも短縮されました。ただし、「若干の意見」であげられている「審査・認可内容の調整、審査・認可手続きの簡素化、審査・認可範囲の最大限の縮小、審査・認可の透明度の向上」については、一部地方で試験的に行われているにすぎず、顕著に改善しているとまではいえません。

<一部サービス分野への投資奨励と制限緩和>

「若干の意見」では、「多国籍企業による地域本部、研究開発センター、調達センター、財務管理・決済センター、コスト・プロフィットセンターなどの機能性機構の設立奨励」があげられています。これについて認可権を持つ商務部からは個別の通知などは出ていませんが、多くの都市が独自に規定を出し、地域本部に認定して財政補助などの奨励・支援を行う動きが活発です。上海市や北京市では、認定の対象を投資性会社と管理性会社に限定していますが、その他の多くの都市では研究開発センター、調達センターなど単機能のセンターを含めています。

また、「若干の意見」では、「サービス・アウトソーシング産業の奨励」があげられています。これに関しては国務院関係部門から、モデル地区に指定された21都市でのオフショア業務に対する営業税免除と情報技術アウトソーシング(IPO)、業務プロセスアウトソーシング(BPO)、知的業務アウトソーシング(KPO)に従事する「先進技術型企業」に対する企業所得税の15%の優遇税率適用などの奨励措置が発表され、これらは2010年7月1日から13年12月31日までの予定で実施されています。

そのほか、①外商投資企業に対する販売規制の緩和(10年8月よりインターネットと自動販売機での販売については特別な要件を課さない)、②中外合弁旅行社に対する出国業務取り扱いの試験的許可(10年8月より、経営許可を取得して満2年を経過し、罰金以上の行政処罰を受けたことがない企業を対象に申請を許可する)、③医療機関の設立条件の緩和(11年11月に、制限類プロジェクトから許可類プロジェクトに変更する、外資比率制限を徐々に撤廃する、条件のある外資に対して独資を試験的に許可するなどの方針を示したもので、具体規則については関係部門が制定する)などの措置が打ち出されています。

<企業名称に対する規制緩和>

「若干の意見」では、「外資利用構造の最適化」の大方針が第1にあげられています。これに関連して、国家工商行政管理総局から奨励対象の外商投資企業の名称に対する規制緩和措置がとられています。その内容は、次のとおりです。

①投資性会社は、企業集団として登記した場合、名称に「集団」または「(集団)」を使用してよく、子会社は名称の頭に企業集団の名称・略称を付けてよい。(企業集団は、親会社の登録資本が5000万元以上で5社以上

池上事務所
代表 池上 隆介

国务院の外資導入方針（骨子）

<p>1. 外資利用構造の最適化</p> <p>①「外商投資産業指導目録」の改訂 ②国の産業調整・振興計画での政策・措置の外商投資企業への適用 ③用地集約型の奨励類プロジェクトへの土地の優先供給 ④高技術企業の認定業務の改善 ⑤外商投資企業と内資企業との研究開発協力の奨励 ⑥多国籍企業による地域本部、研究開発センター、調達センター、財務管理・決済センター、コスト・プロフィットセンターなど機能性機構の設立奨励 ⑦サービス・アウトソーシング産業の奨励</p>	<p>3. 外資利用方式の多様化の促進</p> <p>①外資の資本参加、合併・買収などによる国内企業の再編奨励 ②条件に合った企業の国外株式上場の継続支援 ③中小企業保証会社の試験的設立の推進、ベンチャーキャピタルの奨励、プライベートエクイティファンドの活用と投資撤退メカニズムの整備 ④条件に合った外商投資企業の国内での株式公開・発行と社債・中期債発行の奨励、外商投資企業への金融機関の貸出拡大指導、国内での人民元債権の国外発行主体の範囲拡大</p>
<p>2. 中西部地区への移転と投資拡大の誘導</p> <p>①「中西部地区外商投資優勢産業目録」の改訂 ②企業所得税の優遇政策の継続実施 ③東部地区の外商投資企業の移転促進のための政策の開放、技術・資金面の支援拡大及び行政サービスの改善</p>	<p>4. 外商投資管理体制改革の深化</p> <p>①地方政府の外商投資プロジェクトの認可権拡大 ②審査・認可範囲の最大限の縮小、審査・認可事項の全面的整理による期間短縮、審査・認可方法の改善</p>
	<p>5. 良好な投資環境の創造</p> <p>①開発区の発展と規範化の促進 ②外商投資企業の外貨管理の改善 ③投資誘致促進活動の強化</p>

の子会社を有していること、親会社と子会社の登録資本の合計が1億元以上であることを条件に、登記を経て企業集団として宣伝・広告活動を行うことを認めるものですが、従来は基本的に内資企業しか対象とされていませんでした)

②外国の出資者企業の商号を使用する外商独資企業と外国側がマジョリティを取る外商投資企業のうち、登録資本が3000万元に達する現代サービス業と高技術産業に従事する企業は、名称の中間に「(中国)」を使用してよい。(従来は、「(中国)」が使用できる条件は登録資本が5000万元以上でしたが、現代サービス業と高技術産業の企業に限って3000万元に引き下げたものです)

③多国籍企業が設立する地域本部、研究開発センターなどの機能性機構とサービス・アウトソーシング産業の企業は、企業名称と経営範囲にその機能の特徴を表す言葉を使用してよい。(従来、企業名称には業種を表す文字を含めなければならないとされていますが、機能性機構とサービス・アウトソーシング産業の企業を対象に、業種の代わりに機能を表す言葉の使用を認めたものです)

これらは、外国企業からも歓迎されているようです。

<外資による合併・買収安全審査制度>

外資による合併・買収安全審査制度は、外資による国内企業の合併・買収に対して政府が国家安全の観点から審査を行うもので、「若干の意見」に先立ち、10年3月の全人代で温家宝総理が政府活動報告の中で「早期に確立する」と述べていたものです。この制度は中国企業の合併・買収に大きな影響を与えることが予想されることから内容が注目されていましたが、11年2月3日付で国务院から通知が公布され、3月5日から実施されることになりました。

その通知によれば、審査の対象は、軍関係の企業や国防上の安全に関わる組織のほか、「国家安全に関係する重要農産物、重要エネルギー・資源、重要基礎施設、重要運輸サービス、中核技術、重大設備製造等の企業で、実際の支配権を外国投資者に獲得される可能性があるもの」とされています。また、審査の内容は、①国防上の安全、国防上必要とする国内の製品生産能力、国内のサービス提供能力及び関連設備・施

設に影響を及ぼすかどうか、②国家経済の安定運営に影響を及ぼすかどうか、③社会の基本生活秩序に影響を及ぼすかどうか、④国家安全に関わる中核技術の研究開発能力に影響を及ぼすかどうか、というものです。

審査の手続きは、外国投資者が自主的に商務部に申請するか、国务院関係部門、全国レベルの産業協会、同業企業・関連企業が提案し、商務部が関係部門による合同会議での審査を要請するとされています。合同会議はまず書面による一般審査を行い、ある部門が国家安全に影響を及ぼす可能性があるとして認められた場合には特別審査を行うとされ、合同会議が国家安全に影響を及ぼしているか及ぼす可能性があるとして判断した場合には、取引の中止、関連する出資持分・資産の譲渡などを要求するとされています。

ただ、この通知は制度の概要を示したにすぎず、具体的な条件・手続きは明らかにされていませんので、今後の関連規定が待たれるところです。

<今後の注目点>

今後特に注目されるものは、「外商投資産業指導目録」の改訂です。この方針は、10年3月の全人代での張平国家発展・改革委員会主任の報告で10年の重点計画の1つとして述べられていることから、10年中に公布されると見られていましたが、10年1月25日現在、まだ出ていません。張主任の報告によれば、改訂の趣旨は、「開放分野を拡大し、ハイエンド製造業、高技術産業、現代サービス業、新エネルギー・省エネルギー環境保護産業への投資を奨励し、“両高一資”(注：エネルギー消費量と環境汚染度が高い産業と、資源型の産業)、低レベル、生産能力過剰の拡張プロジェクトを厳格に制限する」ということです。

どちらかといえば、奨励類プロジェクトの拡大が主で、これらの各業種に含まれるプロジェクトが多数追加されるものと思われます。奨励類プロジェクトに該当すれば、輸入設備に対する関税免除が適用され、あるいはその他の税の優遇も受けられる可能性があるなどのメリットがあります。しかし、企業への影響の大きさからすると、制限類プロジェクトがどうなるかが気になります。制限類プロジェクトに該当すると、増資を含めて新規投資は認可されないか、認可されるにしても外資比率や生産数量などで条件が付く可能性があります。